



定期第952号 令和8年6月2日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
291	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件	サステナブル社会推進課
292	職業訓練指導員試験を実施する件	産業人材課
293	道路の供用を開始する件	高規格道路課

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
64	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
65	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
66	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	
67	令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件	

【監査委員公表】

番号	表題	担当課名
8	住民の請求に係る監査の結果公表	
9	同	

徳島県告示第291号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年6月2日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	住 所 又 は 事務所所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
特定非営利活動 法人大川原	名東郡佐那河内村 下字南林1番地17	徳島県立佐那河内い きものふれあいの里 使用料徴収事務	令和8年3月 27日	令和8年4月 1日

徳島県告示第292号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和8年6月2日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 対象職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11の免許職種の欄に掲げる全職種

2 試験科目

試験は、学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。）について行う。

3 試験の免除

省令第46条の表の上欄に該当する者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

4 受験資格

法第30条第3項各号のいずれかに該当する者で法第28条第5項第2号又は第3号のいずれにも該当しないものとする。

5 試験期日

令和8年8月2日（日曜日）午前9時20分から

6 試験場所

徳島市南末広町23-64

徳島県立中央テクノスクール

7 受験手続

(1) 受験申請書及び添付書類（以下「受験申請書等」という。）

受験申請書（省令様式第11号）、履歴書、写真（申請前6か月以内に撮影した上半身、正面脱帽の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）及び長形3号の返信用封筒（表面に郵便番号、住所及び氏名を記載し、110円に相当する額の切手を貼ったもの）並びに試験の免除を受けようとする者はそれを証する書面

(2) 受験申請書等の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県経済産業部産業人材課

(3) 受験申請書等の提出期間

令和8年6月26日（金曜日）から同年7月10日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、同月10日までの消印があれば受け付ける。

(4) 受験手数料

学科試験	3,100円
------	--------

注

ア 受験手数料は、徳島県収入証紙を受験申請書に貼って納付すること（消印しないこと。）。

イ 受験手数料は、申請を取り下げ、又は受験しなかった場合でも返還しない。

(5) 受験票

受験申請書等を受理後、本人に送付する。

8 合否判定の基準

満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

9 合格発表

令和8年8月18日（火曜日）の午後1時から徳島県ホームページにおいて合格者の受験番号を公表する。なお、同日、受験者への合否通知文書を郵便で発送する。

10 その他

(1) 受験手続等の詳細を記載した受験案内及び受験申請書は、徳島県経済産業部産業人材課において交付する。なお、受験案内及び受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記し、140円に相当する額の切手を貼った返信用封筒を同封の上、徳島県経済産業部産業人材課へ申し込むこと。

(2) この試験についての問合せは、徳島県経済産業部産業人材課（電話088-621-2353）にすること。

徳島県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県徳島県土整備事務所において、令和8年6月2日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年6月2日

徳島県知事 後藤 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供 用 開 始 の 期 日
33	小松島佐那 河内	徳島市八多町町田15番2地先 から 同 16番2地先 まで	34.7	令和8年6月2日

徳島県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づく政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和8年6月2日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
わたなべ亜由美後援会	渡邊亜由美	渡邊亜由美	徳島市洪野町伊予王子26-1	令和8年 4月14日
篠原たかし美馬後援会	篠原隆史	多田永治	美馬市脇町字曾江名318番地63	令和8年 5月8日

徳島県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月2日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党 徳島県薬剤師支部	和田朱実	主たる事務所の	徳島市中昭和町二丁目	徳島市中洲町一丁目58番地1	令和8年 4月1日
		所在地	36番地4		
参政党徳島第1支部	松下幸介	代表者の氏名	松下幸介	廣瀬芳枝	令和8年 4月21日
		主たる事務所の	勝浦郡勝浦町大字沼江字天川	徳島市安宅2-9-29-3	
		所在地	78-1		

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
			新	旧	
徳島県神谷まさゆき後援会	和田朱実	主たる事務所の	徳島市中昭和町二丁目	徳島市中洲町一丁目58番地1	令和8年 4月1日
		所在地	36番地4		
徳島県本田あきこ後援会	和田朱実	主たる事務所の	徳島市中昭和町二丁目	徳島市中洲町一丁目58番地1	令和8年 4月1日
		所在地	36番地4		
		主たる事務所の	徳島市中昭和町二丁目		令和8年

徳島県薬剤師連盟	和田朱実	所在地	36番地4	徳島市中洲町一丁目58番地1	4月1日
戸島大樹後援会	戸島大樹	主たる事務所の 所在地	美馬市美馬町字境目149番地	美馬市美馬町字養泉34-1	令和8年 4月30日

徳島県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月2日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党 徳島県 徳島市・名東郡第五支部	岡 佑 樹	令和8年4月30日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
わたなべ 亜由美 後援会	中野 一 雄	令和8年3月19日
徳島市を良くする会	山口 隆 弘	令和7年12月30日

徳島県選挙管理委員会告示第67号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和8年6月2日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

徳島県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年6月2日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	木下賢功
同	仁木啓人

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

令和8年5月21日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	木下賢功
同	仁木啓人

第1 請求の受付

1 請求書の提出

令和8年3月31日に、Aから提出された徳島県職員措置請求書は、同日受け付けた。

2 請求の要旨

(1) 請求の趣旨

「国際便就航促進費等補助金」及び「令和7年度香港市場におけるインフルエンサー等を活用した誘客プロモーション業務」に係る支出は、違法又は不当である。

よって、徳島県知事（以下「知事」という。）その他関係職員に対し、次の措置を求める。

ア 令和7年9月の補助金変更交付決定・額の確定、および令和7年10月のプロモーション業務支出が、違法又は不当な公金支出に当たるかを監査すること（未払の場合は支出の差し止め）。違法又は不当と認められる場合、知事に対し、受領者へ不当利得として返還請求を行うよう勧告すること。必要

に応じ、本件支出に関与した知事その他関係職員に対し、徳島県（以下「県」という。）が被った損害を全額賠償するよう請求する措置を検討すること。

【請求ア】

イ 今後、同種の補助金支出等について、対象経費、公益性、決裁過程等を厳格に審査する体制を整備するよう勧告すること。【請求イ】

(2) 請求の理由

ア 事後的な要綱変更による議会統制の潜脱の疑い

当初予算は、議会において「着陸料等への限定的な補助」として承認されたものであるが、知事は、事後的に要綱を変更し「運賃収入の控除（赤字補填）」という実質的な目的外メニューを設け、これに基づき令和7年9月に変更交付決定及び額の確定を行った。これは、地方自治法（以下「法」という。）第96条第1項第2号及び法第232条の3の趣旨に照らし、議会の予算審議・統制を実質的に潜脱する違法又は著しく不当な行為である疑いが強い。

イ 協議会を通じた不透明な支出手続の疑い

実質的に特定民間企業への赤字補填の性質を有する疑いが強い資金を支出するにあたり、適正な補正予算の編成その他必要な財務手続を経ていない疑いがある。更に、その支出を「協議会への補助金」という形式を取ることで、支出の実態や使途の透明性を著しく損なっている。

ウ 運休後に強行された目的喪失事業への支出（裁量権の逸脱）

プロモーション業務の支出負担行為（令和7年10月3日）の時点で、徳島ー香港線の国際定期便（以下「香港便」という。）はすでに全便運休しており、県内部文書においても「宿泊者の確保が困難な状況」と認識されていた。本来の就航促進目的の達成が客観的に困難であるにもかかわらず、漫然と800万円の契約・支出を行ったことは、公金支出に不可欠な「公益上の必要」（法第232条の2）を著しく欠き、裁量権を逸脱・濫用するものである。

エ 著しく限定的な情報開示と適正性の検証困難

県は公文書公開請求に対し、「交付決定通知書」の金額、ページ全体を黒塗りにした「助成金積算内訳」や「請求書（INVOICE）」、プロモーション業務の「見積書明細」等、財務の根拠を広範に非開示としている。検証可能性が著しく制限された開示状況にあっても、なお読み取れる部分のみで上記アからウの違法・不当性が強く推認される状況であり、公金支出の適正性が担保

されていないと言わざるを得ない。

オ 特記事項

本請求の対象行為は、「令和7年9月1日の変更交付決定」、「同年9月19日の額の確定」及び「同年10月3日の契約・支出」であり、いずれも法定期間（1年以内）を満たしている。

なお、仮に関連する過去の前提行為が存在したとしても、県の度重なる開示決定期間延長や広範な非開示により、請求人は本年2月から3月にかけての開示等により初めて本件支出の客観的構造を把握し得たため、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」が存在する。

（以上、おおむねこのように解する。なお、事実証明書の記載は省略する。）

第2 請求の受理

1 請求アについて

請求アについては、令和8年4月9日に所要の法定要件を具備していると認め、これを受理することとした。

2 請求イについて

本件請求のうち、請求イについては、将来の組織体制の整備を求めるものであり、財務会計上の行為又は怠る事実を監査の対象とする法定要件を欠いた請求であるため、監査の対象と認められない。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

「国際便就航促進費等補助金」及び「令和7年度香港市場におけるインフルエンサー等を活用した誘客プロモーション業務」に係る支出が、財務会計上、違法又は不当な支出にあたるか否かを監査対象とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和8年5月8日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述により主張する内容の補足を行った。

3 監査対象機関に対する監査の実施

観光政策課を監査対象機関と定め、当該機関に対し、監査資料等の提出を求め、

令和8年5月8日に監査を行った。

4 関係人調査の実施

請求人の主張のうち「国際便就航促進費等補助金」に係る事実状況を把握するため、法第199条第8項の規定に基づく調査（以下「関係人調査」という。）を「国際便就航促進費等補助金」の補助先である徳島空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）に対し、実施した。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

観光政策課に対する監査及び関係人調査並びに関係資料から把握した事実は、おおむね次のとおりである。

(1) 「国際便就航促進費等補助金」について

ア 予算について（令和7年度当初予算）

「今こそ海外！国際定期便利用促進事業」の一部

・事業概要

着陸料や空港施設使用料の一部補助等、航空会社への運航支援

・事業費

補助金：496,680千円

イ 国際便就航促進費等補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）（抜粋）

a 補助要綱の内容

（補助金の交付）

第1条 知事は、徳島阿波おどり空港における国際便等の就航促進及び利用促進を図り、もって交流の活性化による産業、文化等の振興に資するため、徳島空港利用促進に関する事業を行う団体（以下「団体」という。）が行う徳島阿波おどり空港を活用する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で団体に補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。（事業種別及び補助額等）

第2条 前条の補助金の対象となる事業種別、経費（消費税及び地方消費税の額を除く。以下同じ。）及び補助額は、別表のとおりとする。

別表（第2条関係）

事業種別

インバウンド国際便施設使用料等助成事業

対象となる経費及び補助額

- ア 徳島阿波おどり空港の国際チャーター便（インバウンド旅客が県内に1泊以上宿泊するものに限る。）に係る次の経費に対する支援（それぞれ規定する補助率以内のもの）について、知事が認める額
- (ア) 着陸料（航空機の着陸ごとに支払う空港の使用料）の2分の1以内
 - (イ) 空港施設使用料、ハンドリング費用、航空援助施設利用料及びハイジャック検査料の3分の2以内
- イ 徳島阿波おどり空港の国際定期便に係る次の経費に対する支援（それぞれ規定する補助率以内のもの）について、知事が認める額
- (ア) 着陸料（航空機の着陸ごとに支払う空港の使用料）の2分の1以内
 - (イ) ハンドリング費用及び航空援助施設利用料の3分の2以内
 - (ウ) 空港施設使用料及びハイジャック検査料の10分の10以内
- ウ 徳島阿波おどり空港の国際定期便（香港便に限る。）の運航に要する経費に対する支援（月の初日から末日までの期間における運航に係る対象となる経費の額から当該運航の運賃収入の額を控除した額以内のもの）について、知事が認める額

なお、香港便には、イは適用されず、また、ウの「運航に要する経費」とは、着陸料やハンドリング経費、空港施設使用料などを含めた運航に係る経費とのものである。

b 補助要綱改正の経緯

- ・令和7年3月10日（令和7年2月議会閉会日）
補助要綱別表イに基づく予算案が議決
- ・令和7年3月（令和7年2月議会閉会后）
航空会社からの運航支援の申出を受けた協議の結果、補助要綱別表ウの追加を決定
- ・令和7年4月1日
補助要綱別表ウを追加した改正補助要綱を施行

ウ 協議会を通じた航空会社への補助について

県は、上記補助要綱に基づき協議会へ補助を行う。

協議会は、協議会助成金交付要綱に基づき、航空会社からの実績に基づく請求を受けて、月毎に支払を実施する。

令和7年度においては、県は協議会からの申請に対し、4月1日に交付決定、5月と8月に概算払を行った。

また、香港便の運休にともない、9月1日に変更交付決定を行った上で、実績報告に基づき、9月19日に額の確定を行った。

なお、協議会は、県への交付申請書には事業計画書、概算払希望申出書には予算執行計画表を添付している。

エ 補助金額等の情報開示について

公文書公開請求における非開示部分については、県情報公開条例等の関係法令に基づき、法人の正当な営業上の利益を害するおそれのある情報等について、非開示判断を行った。

(2) 「令和7年度香港市場におけるインフルエンサー等を活用した誘客プロモーション業務」について

ア 予算について（令和7年度当初予算）

『『Let's go Tokushima』海外プロモーション事業』の一部

・事業概要

インフルエンサーやメディアを通じた本県の自然、文化、食などの情報発信

・事業費

委託料：199,000千円の一部

イ 事業の目的について

香港人観光客はレンタカー利用率が高いという特性があり、その特性を活かし、インフルエンサーを招聘してレンタカー利用を前提とした県の観光モデルコースを発信することで、香港市場からの個人旅行の誘客促進を図る。

2 監査対象機関の見解

(1) 「国際便就航促進費等補助金」

ア 令和7年9月の補助金変更交付決定及び額の確定に関する適法性について

本件補助金の支出は、「徳島阿波おどり空港の利用促進と国際定期便の維持を図る」という当初予算の目的を達成するため、補助要綱等に基づき、適正な手続を経て実施されたものである。

「徳島空港の国際定期便（香港便に限る。）の運航に対する支援」として、「運航に係る対象となる経費の額から当該運航の運賃収入の額を控除した額以内」を助成できる旨は、補助要綱の別表において明確に規定されており、制度に基づいた適正な執行である。

議会統制の潜脱との指摘について、本来、補助金の交付要綱の改正については、法令上議会への報告が必須とされているものではない。本件要綱改正に伴うメニュー追加についても所定の手続を経ており、財務手続上の違法性はない。本件補助金支出は「国際定期便の就航・利用促進」という予算の本来の目的の範囲内であり、議会統制を潜脱する違法・不当な目的外支出には当たらない。

イ 協議会を通じた不透明な支出手続の疑いについて

協議会は、県のみならず、近隣自治体、経済団体、交通事業者、航空会社などが一体となって徳島阿波おどり空港の利用促進を図るために設立された組織である。

国際定期便の利用促進は、県単独の課題ではなく、地域全体で取り組むべき公益性の高い事業であるため、地域一体となった推進組織である協議会を通じて事業を実施しており、協議会助成金交付要綱に基づき、適正な手続を経ている。

ウ 情報開示の限定性と検証可能性に関する指摘について

請求人が指摘する公文書公開請求における非開示部分については、県情報公開条例等の関係法令に基づき、法人の正当な営業上の利益を害するおそれのある情報等を適切に保護するための適法な措置である。情報公開の範囲を理由に公金支出の適正性が担保されていないとする請求人の推測は当たらず、本件補助金支出の適法性を左右するものではない。

(2) 「令和7年度香港市場におけるインフルエンサー等を活用した誘客プロモーション業務」について

ア 香港便運休後のプロモーション業務委託支出の正当性について

「令和7年度香港市場におけるインフルエンサー等を活用した誘客プロモーション業務」に関する支出は、香港便の運休により目的を喪失した無駄な事業への支出との請求人の主張は事実と反している。

訪日旅行者の8割以上がリピーターであり、自由で柔軟な旅行を好む香港人観光客は、レンタカー利用率が高いという特性がある。本業務は、この特性を活かし、インフルエンサーを招聘してレンタカー利用を前提とした県の

観光モデルコースを発信することで、香港市場から個人旅行の誘客促進を図るものである。

香港便運休後も、香港は県にとって来訪者が多い地域であることに変わりなく、個人旅行者等の関心を引くプロモーションを行うことが必要と考えていた。

本事業は当初より香港便の運航のみを前提としたものではなく、関西国際空港等の近隣空港を経由した本県への誘客を想定して設計されている。

したがって、香港便の運休後においても本事業を実施する「公益上の必要性」は十分に存在し、裁量権の逸脱・濫用には当たらない。

3 判断

監査対象の請求アについて、確認した事実関係を基に監査委員が判断した結果は、次のとおりである。

(1) 「国際便就航促進費等補助金」に係る支出について

本件補助金支出については、補助要綱における補助項目の追加に至る意思決定過程や補助実施に関する資料についての提出を求めたが、県と航空会社との間の覚書に基づく守秘義務を理由として資料の提出が得られないものがあつた。

この点は、監査における事実確認及び検証に制約を及ぼすものではあるが、関係機関の意見聴取等、必要な調査を行った結果に基づいて、判断を行う。

ア 補助要綱の改正について

請求人は、議会において「着陸料等への限定的な補助」として承認されたものについて、知事が事後的に補助要綱を変更し「運賃収入の控除(赤字補填)」という実質的な目的外メニューを設けたことが、法第96条第1項第2号及び第232条の3の趣旨に照らし、議会の予算審議・統制を実質的に潜脱する違法又は著しく不当な行為である疑いが強いと主張している。

以下、請求人が主張する法の条項等の趣旨を踏まえ、違法又は不当な点があるか否かについて検討する。

a 議会の予算議決権及び支出の目的について(法第96条第1項第2号及び法第232条の3関係)

法第96条第1項第2号では、「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。(略)予算を定めること。」、法第232条の3では、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為

(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されている。

本件補助金における補助要綱の改正は、令和7年2月議会で議決された予算「今こそ海外！国際定期便利用促進事業」において、その予算の範囲内で、補助項目を追加したものである。

また、追加された補助項目の目的は、「徳島阿波おどり空港の利用促進と国際定期便の維持を図る」という議決された予算と同じであると認められる。

したがって、本件補助金支出は、予算の目的の範囲内においてなされたもので、法第232条の3に違反する目的外支出には当たるとはいえず、改めて法第96条第1項第2号の議決を要するものとはいえない。

b 公益上の必要性について（法第232条の2関係）

法第232条の2では、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。

補助金の「公益上の必要性」に関する判例としては、休止した第三セクター方式の会社の債務整理のために支出した補助金について、「当時の市長が補助金を支出したことにつき公益上の必要があると判断したことは、その裁量権を逸脱し、又は濫用したものと断すべき程度に不合理なものであるということとはできないから、本件補助金の支出は、法232条の2に違反し違法なものであるということとはできない。」（平成17年11月10日最高裁判所判決）とされたものがある。

また、「法は、『公益上必要がある場合』に当たるか否かの判断については、当該地方公共団体の長の合理的な裁量にゆだねているものと解するのが相当である。」（平成10年7月16日東京地方裁判所判決）とされた判例もある。

これらの判例の趣旨によれば、「公益上必要がある場合」に該当するか否かの判断は、地方公共団体の長の合理的な裁量に委ねられ、その判断が違法になるのは、当該裁量権の逸脱又は濫用と評価される場合、すなわち社会通念に照らして著しく不合理と認められる場合に限られると解される。

これらを踏まえると、本件補助金において、「運航経費に対する支援」として、徳島阿波おどり空港の利用促進と国際定期便の維持を図るため、公益上必要があると判断し、改正を行った補助要綱に基づき、予算の範囲内で支出を行ったことは、地方公共団体の長に認められた裁量の範囲内における判断であり、その判断が社会通念上著しく不合理であったとはいえない。

上記 a、b より、本件補助金支出については、違法又は不当な支出とはい

えない。

イ 協議会を通じた支出手続について

請求人は、「協議会への補助金」という形式を取ることで、支出の実態や使途の透明性を著しく損なっていると主張している。

本件補助金は、「徳島阿波おどり空港における国際便等の就航促進及び利用促進」を目的とし、「徳島空港利用促進に関する事業を行う団体が行う徳島阿波おどり空港を活用する事業」が対象とされている。

これは、地域全体で取り組むべき公益性の高い事業と考えられ、県のみならず、近隣自治体、経済団体、交通事業者、航空会社などが一体となって徳島阿波おどり空港の利用促進を図るために設立され、従来からチャーター便への助成事業実績も有している協議会を補助対象とすることは、空港利用に関わる複数の会員等の視点を経ることによる客観性の担保に加え、事業の実効性の観点から合理性がある。

一方、本件補助金は、多額の公費を財源とするものであり、その執行に当たっては、高い透明性が求められるところ、要綱改正の内容について、会員内で十分な情報共有・周知が図られたとは言い難い面も見受けられた。

今後は、事務局内だけにとどまらず、協議会を構成する各会員に対しても、制度内容や執行状況に関する適切な情報共有に努める必要がある。

(2) 「令和7年度香港市場におけるインフルエンサー等を活用した誘客プロモーション業務」に係る支出について

請求人は、本来の就航促進目的の達成が客観的に困難であるにもかかわらず、漫然と800万円の契約・支出を行ったことは、法第232条の2における「公益上の必要性」を欠き、裁量権を逸脱・濫用するものであると主張している。

まず、本件委託料支出は、県の事業を特定の者に委託して行う場合の対価として支払われる「委託料」であり、対価を伴わない支出である法第232条の2の「寄附又は補助」には当たらない。

監査対象機関によると、本事業は、香港人観光客のレンタカー利用率が高いという特性を活かし、インフルエンサーを招聘してレンタカー利用を前提とした県の観光モデルコースを発信することで、香港市場からの誘客促進を図ることを目的とし、当初より香港便の運航のみを前提としたものではなく、関西国際空港等の近隣空港を経由した本県への誘客も想定して令和6年度から開始されていたとのことである。

また、香港便運休後も、香港は県にとって来訪者が多い地域であることに

変わりなく、個人旅行者等の関心を引くプロモーションを行うことが必要と
考えていたとのことである。

このような事業の性質に鑑みれば、香港便の運休後に本プロモーション業
務を実施することは、事業目的の達成につながるものであり、「公益上の必
要性」を欠いているとはいえない。

したがって、本件委託料支出については、裁量権を逸脱・濫用するもので
はなく、違法又は不当な支出とはいえない。

4 結論

以上、本件請求のうち、請求アについて、請求人の主張には理由がないので、棄
却する。

請求イについて、監査請求の対象と認められないので、却下する。

5 意見

本件請求のうち「国際便就航促進費等補助金」に係る支出については、補助要綱
における補助項目の追加に至る意思決定過程や補助実施に関する資料について、県
と航空会社との間の覚書に基づく守秘義務を理由に提出が得られないものがあっ
た。

今後は、監査委員において、より実効性のある検証が可能となるよう、資料提出
のあり方について検討に努められたい。

徳島県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年6月2日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	木下賢功

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

令和8年5月21日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	木下賢功

第1 請求の受付

1 請求書の提出

令和8年4月1日に、Aから提出された徳島県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）は、同日受け付けた。

2 請求の要旨

（1）請求の趣旨

徳島県知事（以下「知事」という。）が令和6年度に交付した政務活動費のうち、徳島県議会議員・仁木啓人氏（以下「仁木議員」という。）が支出した1,737,435円は違法又は不当である。

よって、知事に対し、仁木議員へ不当利得の全額を返還請求する措置を求める。（請求の対象は、知事のほか、徳島県議会議長及び徳島県議会議員仁木啓人氏（以下「議長等」という。）となっている。）

（2）請求の理由

本件支出は、以下の法的根拠に明確に違反する不当な公金支出である。

（法的根拠）

①地方自治法（第100条の2（政務活動費は「議員の調査研究その他の活

動に資するため必要な経費の一部」と厳格に限定)

- ②最高裁判所平成25年1月25日判決（目黒区政務調査費事件）「議員活動を離れた活動や、客観的な目的・性質に照らして調査研究活動との合理的関連性が認められない経費は支出できない」と明言。
- ③徳島県政務活動費条例および運用方針（私的目的を含む支出は不相当とし、政策活動と私的活動が混在する場合は按分上限1／4程度）

（具体的な違反行為）

- ①大学院学費の全額支出（723,430円・10／10充当）
関東学院大学大学院の学費は私的目的（自己研鑽・学位取得）が主であり、最高裁平成25年1月25日判決の「合理的関連性」要件を満たさない。徳島県政との関連性が極めて薄く、遠方私立大学の選択に客観的必然性がないため、運用指針に違反。
- ②成果物と請求金額の著しい乖離（594,000円・10／10充当）
株式会社ワーズブレインに対する「会議録要旨作成費」。成果物は単なる文字データ数枚に過ぎず、民間相場を著しく超過。地方自治法第100条の2の趣旨に反する不当支出。
- ③人件費の支出（200,000円）
業務内容・勤務実態を証明する資料が一切なく、合理的関連性が認められない。
- ④按分率の不自然調整（デザイン料85%充当）
年度末に85%という客観的根拠のない按分率を適用し、予算残額を意図的に0円に調整した疑い。最高裁平成25年1月25日判決の合理的関連性判断基準に違反し、予算消化目的の作為的支出である。

（（法的根拠）及び（具体的な違反行為）の内容は措置請求書原文のまま抜粋）

（以上、おおむねこのように解する。事実証明書の記載は省略する。）

なお、請求人が、政務活動費は「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として、「地方自治法第100条の2」の条文を示している（（法的

根拠) ①及び(具体的な違反行為) ②) が、これは「地方自治法第100条第14項」であることを確認している。

また、「人件費の支出(200,000円)」「(具体的な違反行為) ③) の金額は、請求人から提出のあった事実証明書のうち、「活動報告書兼領収書等添付票」で示されている「194,500円」であることを確認している。

第2 監査委員の除斥

本件請求の監査にあたり、仁木啓人監査委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定により除斥とした。

第3 請求の受理

本件請求は、令和8年4月9日に所要の法定要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求に係る支出(以下「本件支出」という。)を監査対象として、財務会計上、違法又は不当な支出にあたるか否かについて監査を実施した。

なお、本件請求では、知事のほか、議長等を請求の対象としているが、議長等は財務会計行為を行うことができないことから、財務会計上の行為又は怠る事実を監査の対象とする法定要件を欠いた請求であるため、監査の対象と認められない。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和8年5月7日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は期日に証拠を提出し、陳述により主張する内容の補足を次のとおり行った。

大学院学費については、調査研究活動との間の合理的関連性が認められる経費が含まれていても、県政課題と関連性の薄い講義や私的利益の形成に該当する活動が混在するため、「私的活動が混在する場合」の基準である4分の1を上限とする按分割合を適用すべきである。

会議録要旨作成費については、市場の適正価格(請求人が聴取した見積書による)のおよそ4.5倍から5.8倍という著しく高額な水準に達しており、法が定める経済性の原則を逸脱している。

人件費については、常に50%の割合で従事したとする記録が、事後的に形式的に作成された疑義を拭えない。

デザイン料の支出対象である印刷物は、「後援会活動PR媒体」としての性質を強く帯びているため、面積割合等にかかわらず、「私的活動が混在する場合」の適正な按分割合の上限である4分の1を適用すべきである。

(請求人の証拠及び陳述は、おおむね上記のとおりで、措置請求書記載事項の範囲をこえてなされたものではないと解する。)

3 監査対象機関に対する監査の実施

徳島県議会事務局総務課(以下「議会事務局」という。)を監査対象機関と定め、当該機関に対し監査資料等の提出を求め、令和8年5月7日に監査を行った。

4 関係人調査の実施

請求人の主張に係る事実状況を把握するため、法第199条第8項の規定に基づく調査(以下「関係人調査」という。)を、令和8年5月8日、仁木議員に対し、実施した。

第5 監査の結果

1 事実関係の確認

議会事務局に対する監査及び関係人調査から把握した事実は、おおむね次のとおりである。

(1) 政務活動費の制度について

ア 法における規定について

政務活動費は、法第100条第14項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」、同条第15項において「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録(略)をもって議長に報告するものとする。」、同条第16項において「議長は、第14項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。」とし、制度の基本事項が規定されている。

イ 条例について

徳島県においては、法の規定に基づき、徳島県議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付することに関して、徳島県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）を制定している。

（ア）政務活動費を充てることができる経費の範囲

政務活動費は、会派又は議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等の県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の県民の福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費であって別表に掲げるものに充てることができるものとする。（条例第2条第1項）

別表には、政務活動に要する経費について、項目ごとに内容が定められている。

（イ）政務活動費の交付対象

政務活動費は、会派に対し交付する。（条例第3条）

（ウ）政務活動費の額等

政務活動費は、月額20万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。（条例第4条第1項）

（エ）政務活動費の請求及び交付

会派の代表者は、毎四半期の最初の月の20日までに、当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。（条例第7条第1項）

知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。（条例第7条第2項）

（オ）収支報告書等

会派の代表者は、議長が別に定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を毎年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。（条例第8条第1項）

提出の際には、収支報告書に政務活動の実施内容を記載した書面及び政務活動費による支出を行った事実を証する領収書その他の書面（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない。この場合において、社会慣習その他の事情により領収書等を取得することが困難であるときは、政務活動費による支出の用途及び内容、金額、相手方並びに年月日を記載した書面

(以下「支払証明書」という。)の写しをもって領収書等の写しに代えることができる。(条例第8条第3項)

(カ) 透明性の確保

議長は、収支報告書及び訂正報告書並びにこれらに係る政務活動の実施内容を記載した書面、領収書等及び支払証明書の写し(以下「収支報告書等」という。)が提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。(条例第9条)

(キ) 政務活動費の返還

会派の代表者は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額からその年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。(条例第10条第3項)

ウ 規程について

徳島県政務活動費の交付に関する規程(以下「規程」という。)において、条例に基づく政務活動費の交付に関し必要な細則を定めている。

条例第8条第1項の収支報告書の様式は様式第6号によるものとする。(規程第4条)

エ ガイドラインについて

政務活動費の使途、手続等に関する指針(政務活動費ガイドライン)(以下「ガイドライン」という。)は、条例第2条第2項に基づき、議長が、政務活動費の使途基準及びその運用方針並びに関係手続等を定めたものであり、会派又は議員は同条第3項の規定により、このガイドラインに従って政務活動費を使用しなければならないこととされている。

ガイドラインの主な内容は、次のとおりである。

(ア) 政務活動費の基本的な考え方

a 政務活動費の充実に当たっての原則

(a) 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意志に基づいて行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当と考えられる範囲のものであることを前提とした上で、会派又は議員が行う政務活動に要した費

用の実費に充当（実費弁償）することを原則とされている。

(b) 説明責任の原則

使途についての指針（本ガイドライン）は、充実に際しての判断基準を示すものであるが、政務活動の形態は、それぞれの会派及び議員により異なるため、個々の支出内容に係る充実適否の最終的な判断は会派及び議員が行うことになる。

政務活動費が公費であることを十分認識し、会派及び議員は、その使途については、その目的及び内容が適正なものであることを県民に対し自ら説明責任を果たさなければならない。

(c) 透明性の原則

政務活動について、県民の理解が得られるためには、透明性が確保されていることが前提となり、県民への説明責任を果たすためには、会派及び議員において、全ての支出に係る証拠書類等を整理・保存しておくなければならない。

b 按分の考え方

一般に議員の活動は、政務活動のほか、その他の議員活動（政党活動、後援会活動等）や私的活動などが混在する場合があります、一つの活動が政務活動としての性格とそれ以外の諸活動の性格を同時に有し、渾然一体となっていることが多い。

そのため、政務活動とその他の議員活動等とが混在する場合、合理的かつ客観的に説明することができる場合は、その割合（活動実績に応じた割合）で按分するものとし、合理的に説明することが困難な場合は、次を上限とする割合でもって適切に按分するものとされている。

○ 政務活動とその他の議員活動とが混在する場合

政務活動費充当 1 / 2

○ 政務活動とその他の議員活動及び私的活動とが混在する場合

政務活動費充当 1 / 4

(イ) 使途基準

条例第2条第1項別表に定める経費について、項目ごとに内容と具体的な政務活動例及び経費が例示されているほか、政務活動費としての支出が不適当な例や政務活動費としての支出を自粛する経費についても示されている。

さらに、使途基準の運用方針では、政務活動に要する経費を、共通項目（交通費及び宿泊費）とそれ以外の個別項目に区分し、対象となる政務活動の考

え方及び留意事項が定められており、支出報告書に添付するその他の支出証拠書類や按分についても個別に示されている。

a 政務活動費としての支出が不適当な事例

「政党活動経費への支出」、「選挙活動経費への支出」、「後援会活動経費への支出」、「私的経費への支出」、「会費として支出するのに適しない例」、「会議費として支出するのに適しない例」、「事務所費として支出するのに適しない例」及び「その他支出に適しない経費」の8項目について、それぞれどのような経費が支出に適しないか具体的に例示されている。

「私的経費への支出」の適しない例の一つとして、私的目的のために使用する経費が示されている。

b 政務活動費としての支出を自粛する経費

事務所費及び人件費について、自粛する経費が定められている。

人件費については、

- ・配偶者、二親等以内の親族及び同一生計者への人件費
- ・自己、配偶者又は一親等の親族の経営する法人職員への人件費
- ・自己が実質支配する法人職員への人件費

ただし、一般的な政務活動業務補助ではなく、議員本人が身体介護を要する等の特殊な理由がある場合は除く。

が示されている。

c 使途基準の運用方針

(a) 調査研究費

調査研究費の内容は、「会派又は議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査の委託に要する経費」と規定されている。

具体的な政務活動例として、

- ・県内・外調査及び海外調査（視察を含む。）
- ・各種議員連盟（政策の勉強や提言を目的とするものに限る。）活動
- ・国等からの説明聴取
- ・住民へのアンケート調査
- ・学識経験者及び研究機関等への調査委託 等

が示されている。

なお、政務活動とその他の議員活動（政党活動、後援会活動等）とが混在する場合、合理的に説明できる場合は、その割合で、合理的に説明

することが困難な場合は、基本的な按分の考え方にに基づき、原則1／2又は1／4を上限とする割合で適切に按分するものとされている。

(b) 資料作成費

資料作成費の内容は、「会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費」と規定されている。

具体的な政務活動例として、

- ・資料作成（調査研究活動等以外のもの。）
- ・県議会質問用パネルの作成

が示されている。

経費の例示として、

- ・印刷製本費
- ・原稿料
- ・写真代
- ・パネル作成料
- ・資料作成委託費
- ・翻訳料 等

があげられている。

なお、政務活動とその他の議員活動（政党活動、後援会活動等）とが混在する場合は、合理的に説明できる割合又は1／2を上限とする割合で適切に按分した額について政務活動費として支出できるとされている。

合理的に説明できる場合として、紙（誌）面の面積・分量等の合理的な方法により、政務活動とその他の議員活動（政党活動、後援会活動等）の内容を按分する場合の按分割合（％）は、

「(政務活動を内容とする面積・分量等÷紙（誌）面の総面積・総分量等)×100」

とされている。

(c) 人件費

人件費の内容は、「会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と規定されている。

具体的な政務活動例として、

- ・政務活動を補助する職員を常時又は臨時に雇用

が示されている。

経費の例示として、

- ・常時雇用職員の給与
- ・各種手当及び社会保険料
- ・臨時雇用職員の賃金及び社会保険料

があげられている。

また、支出報告書に添付するその他の支出証拠書類は、雇用形態に応じて、

- ・雇用契約書
- ・職員従事協定書
- ・勤務実績表兼領収書

とされている。

なお、人件費の按分については、政務活動とその他の議員活動（政党活動、後援会活動等）とが混在する場合、合理的に説明できる場合は、その割合で、合理的に説明することが困難な場合は、原則1／2を上限とする割合で適切に按分するものとされている。

合理的に説明できる場合とは、職員等の日々の勤務時間、政務活動への従事時間、具体的な業務内容等を記載した勤務実績表により政務活動への従事割合を書面で明確に説明できる場合である。

政務活動とその他の議員活動とが混在する場合は、政務活動費への充当を1／2としている。

(ウ) 収支報告書等の提出について

政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、収支報告書を議長に提出しなければならないと定められている。収支報告書には、領収書等の写しを添付しなければならないと定められている。

(2) 本件請求の監査対象事項に係る政務活動費の交付について

令和6年度の政務活動費に係る交付手続については、新しい県政を創る会に対して、令和6年4月1日付けで、所属議員5名分の1,200万円（20万円×5名×12月）の交付決定を行い、四半期ごとに支出している。

交付を受けた新しい県政を創る会は、条例第8条第1項及び第3項の規定に基づき、令和6年度の政務活動費に係る収支報告書等を令和7年4月30日に提出し、条例第10条第3項の規定に基づき、残余は令和7年6月26日に返還している。

なお、会派は、所属議員に、会派の政務活動の一部を委任することができ（会派における政務活動費支出等事務処理要領第2条第1項）、交付決定を受けた政務活動費のうち、会派が使用する分を除いて、所属議員への委任額を決定する（同

要領第2条第3項)。新しい県政を創る会では、所属議員への委任額は1名につき1,998,000円であり、仁木議員の支出額は1,993,830円である。

(3) 監査対象事項について議会事務局から確認したこと

本件請求の監査対象事項に係る政務活動費の手續と請求人が違法支出とする各支出項目について、議会事務局から確認した内容は、おおむね次のとおりである。

ア 議会事務局における政務活動費に係る手續について

所属議員への交付にあたっては、毎四半期ごとに、当該議員から会派代表者に対して政務活動費の支出報告書が提出される。会派としての支出分については、毎四半期ごとに、会派の経理責任者から会派代表者に対して支出報告書が提出される。これらの際に、議会事務局において、書類の不備や金額の計算誤りの有無を確認し、按分計算の要否等、個別の支出内容について議員又は会派の経理責任者に対し聞き取りを行い、条例、規程及びガイドラインに基づき、政務活動に要する経費として適正に執行されていることを確認している。

また、所要の確認を行った上、議会事務局長以下の事務局職員で構成する政務活動費調査委員会において、提出された書類について、適正支出であるかどうかの確認を行っている。

イ 請求人が違法又は不当な支出とする各支出項目について

(ア) 調査研究費（大学院学費）

請求人は、大学院学費723,430円を政務活動費から不当に支出したと指摘するが、政務活動費から支出したのは授業料573,430円である。請求人主張の金額との差異(150,000円)は、入学金であると思料されるが、これについては仁木議員の私費で支払われている。

請求人が引用する判例(平成25年1月25日最高裁判所第二小法廷)では、「議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費はこれに該当しない」とされているところである。

一方、大学院授業料について、次のとおり使途基準に基づく判例があり、いずれも大学院における研究と、議員の調査研究活動との間に合理的関連性が認められている。

・「議員就任前から大学院に在籍していたとしても、議員就任後の期間に対

応する学費については、(略) 政務調査活動との合理的関連性を明らかに欠くとまではいえない」(平成28年3月11日東京地方裁判所)

- ・「公共政策科学専攻課程は、現代社会が直面する諸問題を「公共性」及び「公共財」の観点から解明し、その解決策を立案する能力を持った人材を育成することを目的とし、(略) 議員としての調査研究活動との合理的関連性に欠けるということとはできない」(平成29年3月30日広島高等裁判所岡山支部)

こうした判例に照らし合わせると、仁木議員は関東学院大学大学院法学研究科(地域創生専攻)に在籍し、地方自治を取り巻く諸課題等について研究していることから、議員の調査研究活動と合理的関連性を有し、本件支出は適法であると考ええる。

(イ) 資料作成費(会議録要旨作成費関係、デザイン料関係)

議事録要約は、県政報告書の基礎資料とするため、延べ30委員会について、質疑を要約した上で、加筆・修正を行い、体系的な報告書へ再構成した編集・構成業務であり、1委員会当たり換算すると19,800円で、著しく高額とまではいえないものと考ええる。(成果品は全97ページ)

また、県政報告書のデザイン料についても、合理的に説明できる場合の按分率を適用し、政務活動とは認められないページ、判別がつかないページを除外した結果、按分率85%と算定し、政務活動費から支出したものであり、ガイドラインに則った運用であり、本件支出は適法であると考ええる。

(ウ) 人件費

ガイドラインに基づき、支出証拠書類として、勤務実績表兼領収書が添付されている。

また、ガイドラインでは、政務活動とその他の議員活動とが混在する場合、合理的に説明できる場合はその割合で、合理的に説明することが困難な場合は原則1/2を上限とする割合で按分することとされており、ガイドラインに則った運用であり、本件支出は適法であると考ええる。

(4) 関係人調査について

請求人の主張に係る事実状況を把握するため、仁木議員に対し、関係人調査を実施した。

聞き取った各項目に係る事実関係は、おおむね次のとおりである。

ア 調査研究費

大学院授業料への政務活動費の充当について、行政であればリスクリング制

度があること、大学院の授業料への充当が適法であるという判例（平成29年3月30日広島高等裁判所岡山支部）が出ていたことから、議会と行政の二元代表制という立ち位置から、行政で許されるべき費用であれば議会においても充当できると判断し、10/10充当した。

個々の科目ではなく、地域創生専攻として、地方行政、地方自治に関して必要であるということから、充当することを判断している。

入学金150,000円は充当すべきでないと判断し、自己負担している。

履修科目はほとんどが必修で、オンライン、オンデマンドの講義であり、合同論文指導については旅費・宿泊費を要している。

合同論文指導は必修科目であり、当時、関西広域連合議会の議員であったので、関西広域連合をモデルに地方創生をどうつくっていくかを研究テーマにしている。

イ 資料作成費

株式会社ワーズブレーンは、過去から取引のある業者であり、徳島の広告代理店の中でもある程度有名で様々な（他の業界との）繋がりがあることから、外部委託や諸々の処理が円滑に行えるとともに、他の業者ではできない分野があるところ、同社はデザイン・印刷・要約等、一貫性を有している。

ウ 人件費

業務日報については作成していない。

対象職員の業務内容は、議員活動における動画作成や、日々の議員活動における日程調整、案内・手紙の処理、政治活動の会計関係等である。

政務活動とその他の議員活動とが混在していたため、政務活動費の充当は1/2とした。

2 判断

本件請求の監査対象事項に関して、確認した事実関係を基に監査委員が判断した結果は、次のとおりである。

なお、これからの判断にあたっては、まず、制度趣旨及び使途基準の適用の考え方及び、政務活動費に係る一連の手の妥当性について確認し、これらを踏まえて、請求人の主張に対する検討を行う。

(1) 政務活動費の制度趣旨について

法において、政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を、政務活動費の予算執行権を持つ知事ではなく、議会

の代表である議長に提出するよう定められ、条例において、報告を受けた議長は、必要に応じ調査を行い、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとされている。

このように、政務活動費制度は、立法権と行政権を分離する二元代表制の地方自治制度に鑑み、議会の自主性、自律性を尊重する仕組みとなっており、知事が一般的に有する財務会計上の管理権は一定程度制約されていると考えられる。

判例では、「政務調査費条例及びこれを受けて定められた政務調査費規程は、(略)議長に対し明細書を添付して収支報告書を提出しなければならない旨定めているものの、これらの書類の様式は、概括的な記載がされることを予定しており、個々の支出に係る政務調査活動の目的や内容等が具体的に記載されるべきものとはしていない。また、上記条例等に、会派が上記の目的や内容等を監査委員を含め執行機関に具体的に報告しなければならないことを定めた条項は見当たらない。この趣旨は、政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」(平成21年12月17日最高裁判所第一小法廷)とされている。このような制度の趣旨を踏まえ、本件請求に係る判断にあたっては、条例に基づき議長が定めた規程及びガイドラインを尊重して行うものとする。

(2) 使途基準の適用の考え方について

ガイドラインの使途基準については、執行機関から独立した自由な調査研究活動の確保を考慮したものになっていることが認められ、判例では、「政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」(平成21年12月17日最高裁判所第一小法廷)とされたものや、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある」(平成22年3月23日最高裁判所第三小法廷)とされたもの等がある。

以上のことから、ガイドラインにおける使途基準の適用にあたっては、使途基準が概括的な定めとなっていることや、個々の活動の具体的な内容やその成果等の

報告は義務付けられていないことから、会派又は議員の責任に委ねるのが相当であることが認められる。

(3) 政務活動費に係る一連の手続について

請求対象に係る議員は、ガイドラインの使途基準に基づき、支出が適正であるか、経費の按分が正しいか等について、議員自らの責任において検討を行い、会派を通じて、議長に対し政務活動に係る経費の報告を行っていることが認められた。

また、議会事務局は、会派に提出された支出報告書について確認を行うとともに、政務活動費調査委員会においても各支出について、ガイドラインの使途基準に照らして十分精査しており、書類の調製や金額精査といった基本的事項のチェック以外にも、按分計算の要否等、議員に対し所要の確認を行っており、条例、規程及びガイドラインに基づき適正に事務が執行されていることが認められた。

そのほか、政務活動費の交付に係る手続については、交付決定から残余の返還に至る会計書類について確認を行い、適正になされていることが認められた。

(4) 請求人が違法又は不当と主張する各支出項目について

ア 調査研究費

請求人は、関東学院大学大学院の学費は私的目的（自己研鑽・学位取得）が主であり、最高裁判決の「合理的関連性」要件を満たさず、また、徳島県政との関連性が極めて薄く、遠方私立大学の選択に客観的必然性がないと主張している。

「1(3)議会事務局から確認したこと」で前述した大学院における研究と、議員の調査研究活動との間に合理的関連性を認める判例に照らし合わせると、地域創生専攻において、地方自治を取り巻く諸課題等について研究することは、議員の調査研究活動との合理的関連性が認められないとはいえない。

また、令和6年度に受講した履修科目についても、地域創生専攻の開講科目に位置づけられ、例えば、県行政の重要分野の一つである生活保護や地域医療に関わる社会保障法基礎講義、行政学講義、地域社会論講義、防災・復興論講義、地方議会論講義に加えて、全国的な議論がなされ、本県議会からも再審規定の改正を求める意見書が提出されている刑事訴訟法に関する刑事訴訟法基礎講義など、合理的関連性がないといえるものは見当たらず、徳島県政との関連性が極めて薄いとはいえない。

合同論文指導についても、研究テーマが、当時、議員であった関西広域連合をモデルとした地方創生に関するものであることから合理的関連性が認められないとはいえない。

また、地域創生専攻は、社会人リメディアル教育を根幹に据えていることから、オンライン講義やオンデマンド講義が充実している状況を踏まえると、大学院の所在地との距離をもって、選択に客観的必然性がないということは認められない。

よって、請求人の違法又は不当なものであるとする主張には理由がない。

イ 資料作成費

a 会議録要旨作成費関係

請求人は、「会議録要旨作成費」が、成果物は単なる文字データ数枚に過ぎず、低価の他社見積と比較した上で、民間相場を著しく超過していると主張している。

議会事務局は、令和6年度に開催された徳島県議会の延べ30委員会における877ページの委員会記録を97ページに要約した上で、加筆・修正を行い、体系的な報告書へ再構成した編集・構成業務であり、著しく高額とまではいえないとの見解である。

請求人から提出のあった「会議音声の文字起こし」の他社見積については、テープ起こしであって、仁木議員の質問の重要論点を抽出し、加筆・修正したものは業務が異なるものであり、業務自体が同一の条件で積算されたとは認められないことから一概に比較できない。

よって、請求人の違法又は不当なものであるとする主張には理由がない。

b デザイン料関係

請求人は、デザイン料について、私的活動が混在しているにもかかわらず、年度末に85%という按分率を適用し、予算残額を意図的に0円に調整した疑いがあると主張している。

しかし、ガイドラインに基づき、「合理的に説明できる場合」として、表紙、冒頭の「ごあいさつ」及び政務活動以外の写真等、政務活動と認められない部分や、判別のつかない部分を除外した面積による按分割合が適切に適用されていると認められ、また、予算残額も0円になっていないことから、意図的に0円に調整したということはできない。

よって、請求人の違法又は不当なものであるとする主張には理由がない。

ウ 人件費

請求人は、業務内容・勤務実態を証明する資料が一切なく、合理的関連性が認められないと主張している。

人件費は、ガイドラインでは、日給・時給制による非常勤雇用を行った場合、

勤務実績表兼領収書の添付が規定されており、議会事務局において原本も確認している。

また、事務補助・資料作成のために雇った職員に対する費用であり、ガイドラインでは、「政務活動とその他の議員活動とが混在する場合」の「合理的に説明することが困難な場合」には、按分率1／2を適用することが規定されており、本件人件費は当該規定に基づきなされたものであることから、請求人の違法又は不当なものとする主張には理由がない。

3 結論

以上、請求人が違法又は不当であると主張する政務活動費に係る支出については、条例、規程及びガイドラインに基づき交付から精算に至る一連の会計処理において適正に手続がなされており、かつ、各支出についても、ガイドラインの使途基準に反するものは認められず、違法又は不当な事実は認められなかった。

したがって、請求人が違法又は不当な支出があるとして、県へ返還を求める等の措置を知事に勧告するよう求めていることについては理由がないので、棄却する。

なお、本件請求のうち、議長等を対象とするものについては、監査請求の対象と認められないので、却下する。